

令和5年度における環境物品等の調達実績の概要

株式会社日本政策金融公庫

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第8条第1項の規定により、令和5年度における環境物品等の調達実績の概要をとりまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1 令和5年度の経緯

令和5年度については、以下のとおり環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

令和5年4月 調達方針を策定・公表

2 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等のうち、物品等については[別表1](#)、公共工事については[別表2](#)のとおりである。

（1）目標達成状況等

調達方針においては、調達総量に対する判断の基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、目標値をすべて100%としていたが、以下に記載する品目等を除き各品目ともに概ね目標は達成した。

（2）判断の基準を満足しない主な物品等

○ 品目

タックラベル、プラスチック製ごみ袋、OAフィルター（枠あり）、クリーニング等

○ 判断の基準を満足する物品等が調達できなかった理由

主に、市場に基準を満足する物品が十分に供給されていないため、又は機能・性能上の必要性から基準を満たさない製品を購入せざるを得なかったため等であった。

（3）公共工事

公共工事については、使用される資機材が多様なことから目標値を設定していなかったが、令和5年度においては、[別表2](#)のとおり調達方針に定める判断の基準を満たすものを使用するべく努めた。

3 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外について、物品の選択にあたっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを、また役務関連についても、環境負荷の低減に資する調達を行うように努めた。

4 その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

機器類については、できる限り修理等を行い長期使用に努めた。

また、調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすものにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。

5 令和5年度調達実績に関する評価

令和5年度の調達において、文具類など一部の品目については、機能・性能上の必要性などの理由によりやむなく基準を満たさない物品を調達したものがあつた。

令和6年度以降の調達においては、調達先業者等への一層の周知を図っていくほか、継続的な製品情報の収集等により、引続き環境物品等の調達を推進する。また従来以上に判断の基準より高い水準を満足する物品等の調達に努めていくこととする。

以 上